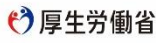


月刊



岐阜労働局

ぎふ労働局 通信



2025 **1**



岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方を
見直しましょう！

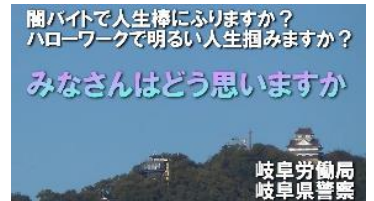


全国初！

岐阜県警との「犯罪実行者を募集する手口による強盗・特殊詐欺等対策に関する相互協力協定」を締結
本協定は、いわゆる闇バイトによる強盗や特殊詐欺等の犯罪対策に取り組むことを目的に締結されました。



犯罪加担防止対策啓発動画



令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更



具体的には、

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日）が
令和7年3月31日以前の方 … 各月に支払われた賃金の15%（従来の支給率）を限度として支給されます。
令和7年4月1日以降の方 … 各月に支払われた賃金の10%（変更後の支給率）を限度として支給されます。

くわしくは
こちら

令和7年4月1日～順次施行 「改正育児・介護休業法等説明会」を開催

1月16日(木)
ワークプラザ岐阜

1月23日(木)
飛騨・世界生活文化センター

2月4日(火)
ワークプラザ岐阜

1月28日(火)
セラトピア土岐

各会場とも13時30分～15時30分（予定）

【説明内容】

- ・育児・介護休業法の改正
- ・次世代育成支援対策推進法の改正
- ・くるみん認定基準の変更
- ・育児・介護休業規程の作成例
- ・出生後休業支援給付、育児時短就業給付 など



改正育児・介護
休業法については
こちら



令和7年4月1日から 育児休業給付制度が 変わります



1. 出生後休業支援給付の創設
2. 育児時短就業給付の創設
3. 保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。



1,2についてはこちら

3についてはこちら

確認しましょう！最低賃金



岐阜県の最低賃金と特定（産業別）最低賃金が下記のとおり改正されました。

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	改正発効日
岐阜県最低賃金	1,001円	令和6年10月1日
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	965円	令和5年12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,057円	令和6年12月21日
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	1,049円	

賃金引上げ特設サイト



※岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（965円）については、令和6年10月1日からこの金額を上回る岐阜県最低賃金（1,001円）が適用されます。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます (令和7年1月1日施行)

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



令和7年1月1日より以下の手続きについて、電子申請が原則義務化されます。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務にかかる歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも多くの届出等が電子申請可能です。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きをすることができます。

ぜひ電子申請をご利用ください！

労働者の採用を仲介した雇用仲介事業者を正しく把握しましょう

複数の事業者から利用料金等を請求されるトラブルが増えています

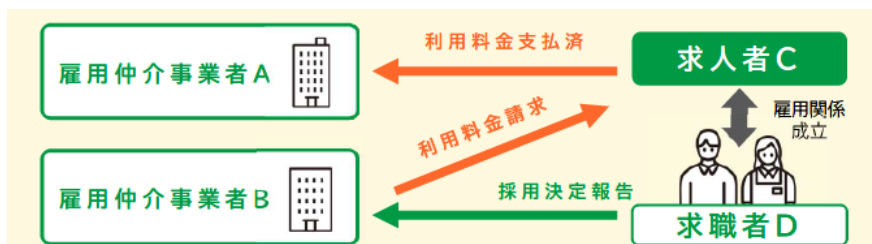
求人者・求職者が同様のサービスを提供する事業者（A、B）それぞれのサービスを利用し採用決定後に求人者が当該複数の事業者（A、B）の双方から料金を請求されることになり、違約金も請求されるトラブルが発生しています。



【トラブルの例】

雇用仲介事業者Aが運営するサイトに無料登録し、応募者情報を得ていた求人者Cが、求職者Dに直接連絡し、採用が決定したので利用料金をAに支払った。

その後、他の雇用仲介事業者Bにも登録していたDからBに対しても採用決定報告がされたため、Bからも利用料金を支払うべきと言われている。



このようなトラブルを避けるため、どの事業者の仲介で雇用が成立したのか、求人者は面接日など必要な情報は記録しておきましょう。複数の雇用仲介事業者から料金等請求があった際には、これら記録により雇用仲介事業者と料金等について相談しましょう。

また、複数の事業者と契約するには特に、どのような場合に利用料金や違約金が発生するか内容・条件をよく確認しましょう。